

第1号被保険者の介護保険料軽減が強化されました

介護保険法施行令が改正されたことに伴い、低所得のかたへの介護保険料の軽減措置が強化されました。

● 対象となるかた

所得段階第1～第3段階のかた

所得段階	対 象 者
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受給しているかた ●老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税のかた ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下のかた
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下のかた
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ●本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超えるかた

- ・世帯とは、住民票上の世帯をいいます。
- ・所得段階の判定基準となる合計所得金額は、長期譲渡所得および短期譲渡所得については、特別控除後の所得金額を用います。
なお、第1～第5段階においては、基準となる合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。
- ・課税年金収入額とは…国民年金、厚生年金など課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金などは含まれません。

● 保険料（年額）

第7期（平成30年度～令和2年度）の保険料基準額（年額） 62,760円(※)

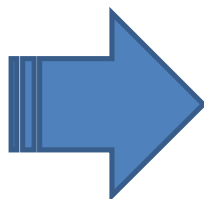
(※)保険料基準額とは、保険料を決める基準となる金額のことです。所得段階第5段階の保険料額のことです。

令和元年度に引き続き、基準額に対する負担割合と保険料（年額）が以下のとおり改正されました。令和2年度につきましては、【令和2年度改正後】の保険料額で算定します。

【令和元年度改正後】

所得段階	基準額に対する負担割合	保険料(年額)
第1段階	0.355	22,270円
第2段階	0.575	36,080円
第3段階	0.725	45,500円

さらに軽減！



【令和2年度改正後】

所得段階	基準額に対する負担割合	保険料(年額)
第1段階	0.28	17,570円
第2段階	0.45	28,240円
第3段階	0.70	43,930円